

健康・医療新産業協議会 第 3 回健康投資WG

事務局説明資料① (今年度の健康経営顕彰制度について)

令和 3 年 7 月 1 9 日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

前回までの健康投資WGの議論を踏まえた検討の方向性

1.大規模法人部門

(1)申請プロセスの改善

①申請・認定フローの効率化 ②調査票の簡略化 ③評価尺度の透明性の向上

(2)昨年度以前からの継続論点

①保険者との連携 ②新型コロナ対応 ③喫煙対策

(3)健康経営の深化

①情報開示の促進 ②サプライチェーンにおける取組 ③社会全体を健康に

2.中小規模法人部門

(1)申請プロセスの改善

①申請・認定フローの効率化 ②健康宣言事業の取り扱い ③ブライト500評価の変更

(2)昨年度以前からの継続論点

①PDCA意識の強化 ②新型コロナ対応 ③喫煙対策

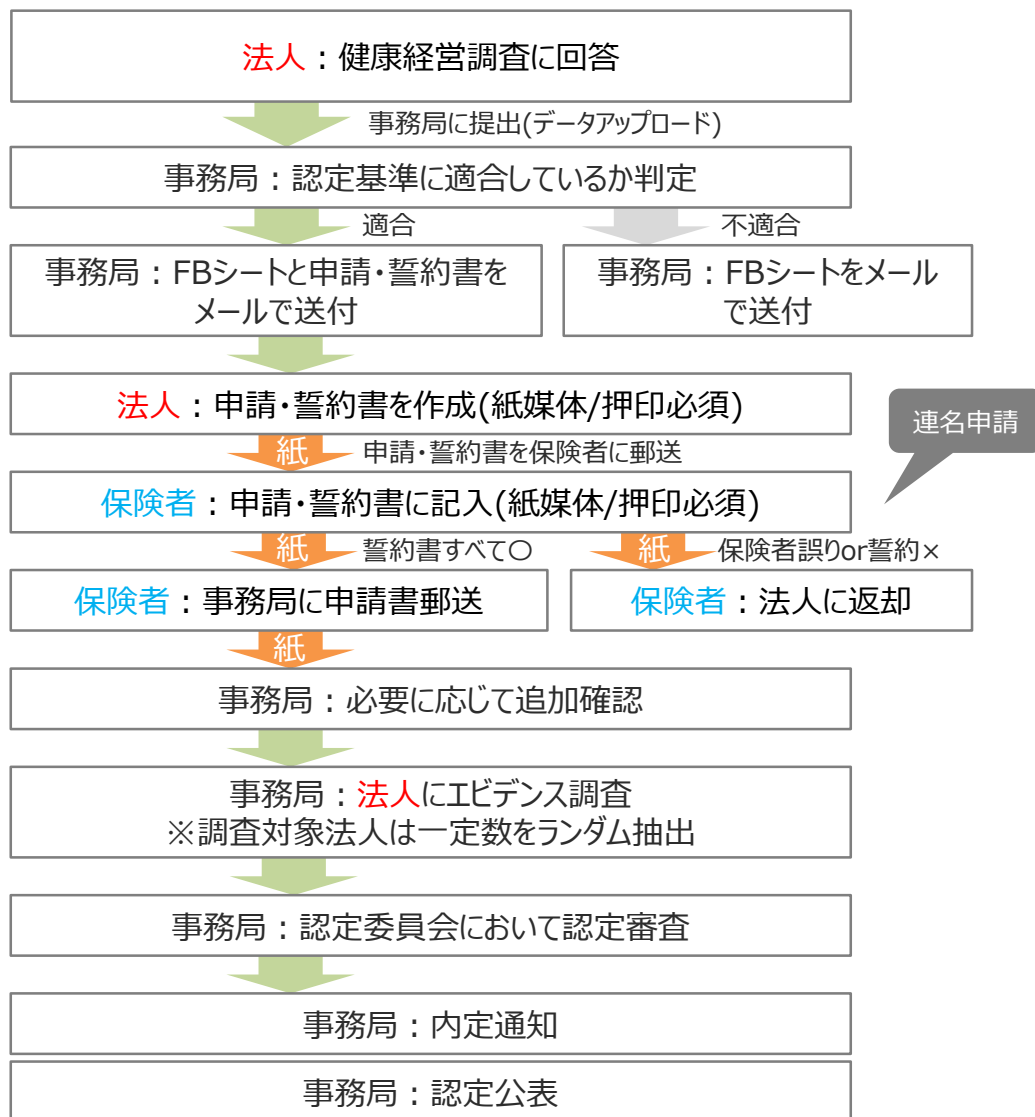
※②新型コロナ対応、③喫煙対策については、大規模法人部門と共通

1. 大規模法人部門

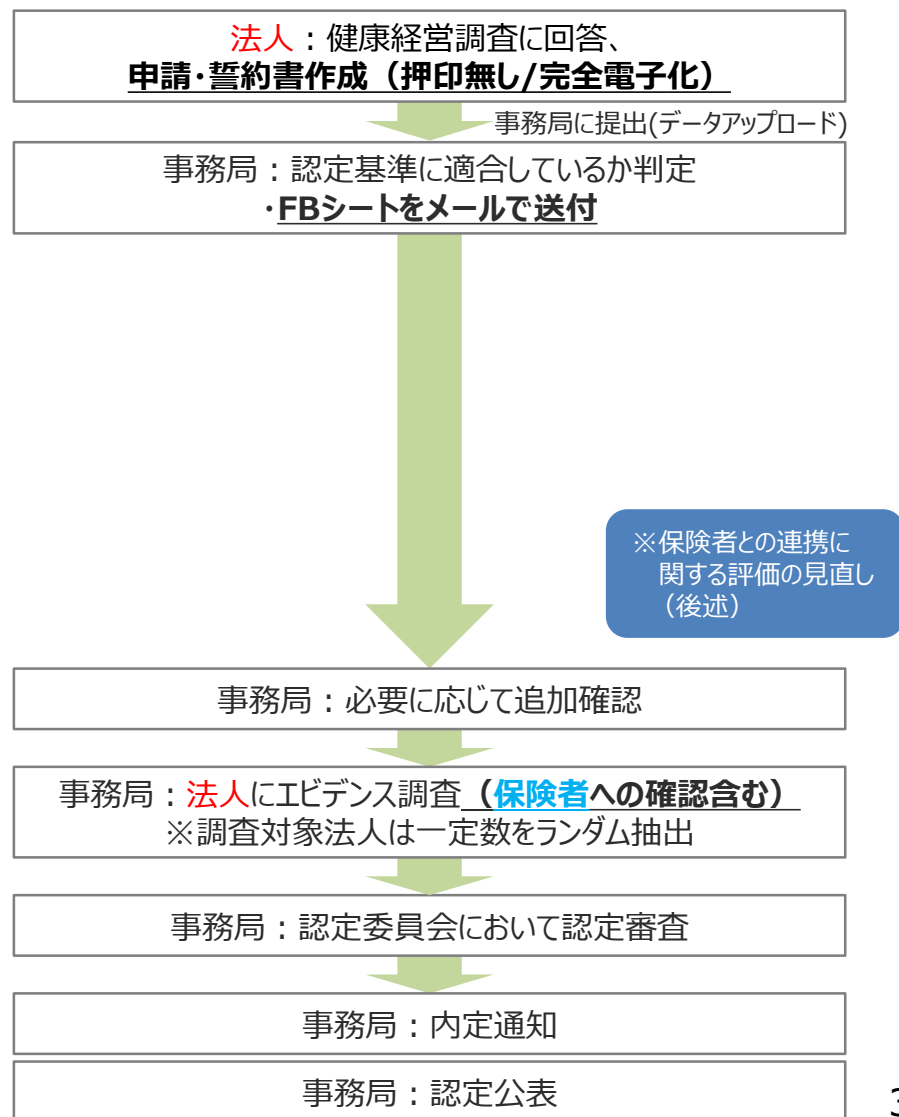
(1)①申請・認定フローの効率化

- 申請・認定手続きの効率化を図るため、申請書・誓約書の電子化を行い、フローを見直す。

健康経営優良法人2021申請・認定フロー



健康経営優良法人2022申請・認定フロー案



(1)②調査票の簡略化－回答負担の軽減

- これまで評価の精度を高めるべく設問数が増加してきたが、回答負担に鑑みて各設問を精査し、適切な評価が難しい設問や、相対的に重要性が低い設問を中心に削減を行う。

平成28年度 (優良法人2017)	－	124問
平成29年度 (優良法人2018)	「病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み」を追加 など	159問
平成30年度 (優良法人2019)	「女性の健康保持・増進に向けた取り組み」を追加 など	167問
	「受動喫煙対策に関する取り組み」を必須項目に変更 など	
令和元年度 (優良法人2020)	「トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること」を追加 など	180問
	「ホワイト500」とそれ以外の認定要件を一部分離 など	
令和2年度 (優良法人2021)	「健康課題に基づいた具体的目標の設定」を必須項目に変更 など	198問



**令和3年度
(優良法人2022)
176問**

(1)②調査票の簡略化－設問分類の変更

- 「アンケート設問」と「配点のない設問」に差がないため、**「アンケート設問」の分類をなくし、また「配点のない設問」については注釈でその旨を明示する。** 分類は以下のとおり。

＜従来＞

1. 認定要件かつ配点設問 ・会社全体の目的および体制の開示 など
2. 配点設問 ・目的・体制以外の開示項目 など
3. 配点のない設問 ・基本情報 ・社外公開している内容の抜粋 など
4. アンケート設問 ・健康経営に取り組み始めた時期 ・各区分の健康投資額 など



＜変更後＞

1. 認定要件かつ配点設問 ・会社全体の目的および体制の開示 など
2. 配点設問 ・目的・体制以外の開示項目 など
3. 配点のない設問 ・基本情報（健康経営に取り組み始めた時期などを含む） ・社外公開している内容の抜粋 など

※回答にあたってデータ集計等の負担が大きい設問（各区分の健康投資額）や、大方の企業が対応している設問（データの活用）などは削除。

(1)③評価尺度の透明性の向上

- 顕彰制度の評価尺度の透明性を向上するため、4 側面の内訳毎の配点を開示してはどうか。

【参考】評価側面と配点のイメージ

側面	ウェイト	内訳	配点	設問番号	設問内容
1.経営理念・方針	30%	明文化・社内浸透	●点	Q12 & SQ1	理念・方針の明文化
		情報開示・他社への普及	●点	Q13 & SQ1	社外公開の有無、媒体
				...	...
2.組織体制	20%	経営層の関与	●点	Q17 & SQ1 & SQ2	取締役会・経営会議等での議題化とその同席者、回数
		体制構築・担当者教育	●点	Q19	組織の責任者の役職
				Q20	従業員の健康保持・増進の推進を統括する組織の形態
				...	...
3.制度・施策実行	20%	担当者人数	●点	Q24(a)	産業医人数、従事日数
				Q24(b) & (c) & (d)	保健師、看護師人数、従事日数、その他専門職
		健康課題の把握・対応	●点	Q29	任意健診・検診の受診率向上策
				Q69SQ1	課題に対する対応度
		リスク保有者限定施策	●点	Q30	医療機関への受診勧奨
4.評価・改善	30%			...	...
		限定しない施策	●点	Q34 & SQ1	従業員に対する教育
				Q35	労働時間の管理制度・施策
		その他の施策	●点	Q47	女性特有の健康課題研修
				...	...
		健康診断結果等の指標の把握	●点	Q27	課題の把握を目的として活用しているデータ
				...	...
		労働時間・休職等の指標の把握	●点	Q37(a) & (b)	年間総実労働時間、所定外労働時間
				...	...
		各種施策の結果把握・効果検証	●点	Q34SQ2	従業員に対する教育の実施状況
				...	...
		課題単位・施策全体の効果検証・改善	●点	Q68	健康経営の実施を踏まえた効果検証
				...	...

➤ ウェイト及び配点は、今年度の結果を分析したうえで、必要に応じて来年度以降の見直しを検討する。

(2)①保険者との連携

- 保険者との連携を推進するため、①40歳以上の従業員の健診データの提供、②特定健診・特定保健指導の実施率を問う設問を新たに追加する。

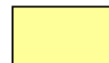
①40歳以上の従業員の健康診断のデータ提供（求めに応じて）

- 事業者等の法定義務であるが、前回までは大規模法人部門では要件としていなかったため、**必須項目の設問として追加**する。

★◎ Q31. 主な健保組合等保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。
(1つだけ)

◆健康診断のデータとは、労働安全衛生法その他の法令に基づき自社が保存している健康診断に関する記録
(特定健診に含まれる項目の記録)の写しのことを指します。

- 1 データ提供済み
- 2 データは未提供だが、提供について保険者に同意済み
- 3 40歳以上の従業員がいない
- 4 データの提供について保険者に意思表示をしていない ⇒ 不適合



②回答法人単位の特定健診・特定保健指導の実施率

- 保険者単位の実施率が加算対象の場合は足切りをし、それ以上の評価をしていなかったが、**法人単位の実施率に応じて加点方式で評価**する。(実施率を把握していない場合は不適合)

※法人単位の実施率の把握方法は、申請法人から加入保険者に問い合わせることを想定。

★◎ Q47. 主な健保組合等保険者が実施する、特定健康診査および特定保健指導の実施率を把握していますか。(1つだけ)

◆特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象です。

- 1 自社単位で値を把握している
- 2 自社単位では把握していないが、保険者全体の値は把握している
- 3 40歳以上の従業員がいない
- 4 把握していない



★ SQ1. (Qで「1」とお答えの場合) 2019年度の自社の実施率をご記入ください。

◆2019年度の自社の実施率を把握できていない場合、2018年度の実績でご回答ください。

◆被扶養者を含む数値をご回答ください。

◆特定保健指導実施率は、特定保健指導終了者数÷特定保健指導対象者数で算出してください。
対象者がいない場合、「特定保健指導の対象者がいない」欄に「1」を入力してください。

◆両方の値の回答があることが認定要件の条件になります。

◆複数の保険者に加入している場合、申請法人において合算してご回答ください。

	選択肢	回答欄	実施率
(a) 特定健康診査実施率	1 2019年度		%
	2 2018年度		
(b) 特定保健指導実施率	1 2019年度		%
	2 2018年度		

特定保健指導の
対象者がいない



(2)②新型コロナ対応

- 従業員等のワクチン接種に対する支援を含め、新型コロナ対応は、業種・規模にかかわらず重要である、①非常事態下の事業継続体制、②接触回避、③職場環境整備、④ワクチン接種の4項目で評価する。

★◎ Q58.新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対応策として、どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

(a)感染者が発生しても従業員の健康と事業継続を両立させるために定めた事業継続計画の内容	
☐	1 従業員またはその家族が発熱・感染した場合や、濃厚接触者となった場合などの対応策やルールを整備している
☐	2 健康管理担当者による現場・職場からの情報収集(勤務状況など)ルートを整備している
☐	3 業務の優先順位を設定している(業務の絞りこみ)
☐	4 感染者等発生時の業務継続体制を策定している(代替要員や代替拠点の想定)
☐	5 従業員の健康を優先するための従業員の行動指針を策定し、周知している
☐	6 従業員の健康を確保するための職場の対応指針を策定し、周知している
☐	7 その他
☐	8 特に事業継続計画を定めていない
(b)感染予防のための対応策	
①人との接触を避けるための多様で柔軟な勤務ルールの整備	
☐	1 在宅勤務制度を導入・整備している
☐	2 通常時と異なるシフト体制などを適用し、従業員間の接触機会を低減している
☐	3 時差出勤やフレックスタイムによるオフピーク通勤を推奨し、通勤時の感染リスクを低減している
☐	4 感染時に重症化するリスクの高い従業員(基礎疾患があるなど)への特別の配慮を行っている
☐	5 その他
②職場の環境整備・出社を余儀なくされる従業員への配慮	
☐	6 検温やアプリなどにより健康状態の確認を行っている
☐	7 席の間隔を空ける、パーテーションを設ける、会議室の利用制限を設けるなど空間的な接触機会を低減している
☐	8 Web会議システムを導入し、社内外の打ち合わせを極力オンラインにするよう推奨している
☐	9 従業員同士または顧客との物理的な接触機会を減らすための設備導入や環境整備を行っている(アクリル板の設置、ロボットの導入、電子押印・契約など)
☐	10 陽性者・濃厚接触者等への不利益な取扱や差別的な取扱の禁止を明文化し、周知している
☐	11 事業所において換気設備の整備や換気ルールの導入を行い、必要な換気量を確保している
☐	12 その他
③従業員等のワクチン接種に対する支援	
☐	13 ワクチン接種に対して就業時間認定や特別休暇付与などの制度的配慮を行っている
☐	14 ワクチン接種による副反応が出た場合に特別休暇付与を行っている
☐	15 付き添いが必要な家族がワクチン接種する場合に就業時間認定や特別休暇付与を行っている
☐	16 職場でのワクチン接種環境を提供している(複数社共同での実施を含む)
☐	17 取引先等自社以外の従業員に対するワクチン接種環境を提供している
☐	18 特に①～③で行っている対策はない

※前回の調査時点では新型コロナの急速な拡大に伴い、健診や具体的施策(イベント等)に関して臨時的に救済措置を設けることとしたが、国内での感染拡大から1年以上が経過した今、健康経営に取り組む法人の多くがコロナ下でも代替手段により取組を継続している状況に鑑み、今回からは救済措置を撤廃する。 8

(2)③喫煙対策

- 前回WGの議論のとおり、「従業員の喫煙率を下げる取り組み」を認定要件の選択項目に追加する。

★◎ Q61. 従業員の喫煙率を下げるために、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

◆喫煙者が現時点でいない場合であっても、その状態を維持するために、いずれかの取り組みを行っていることが認定要件の適合条件です。

◆Q60でご回答いただいた事業場の喫煙対策は含みません。

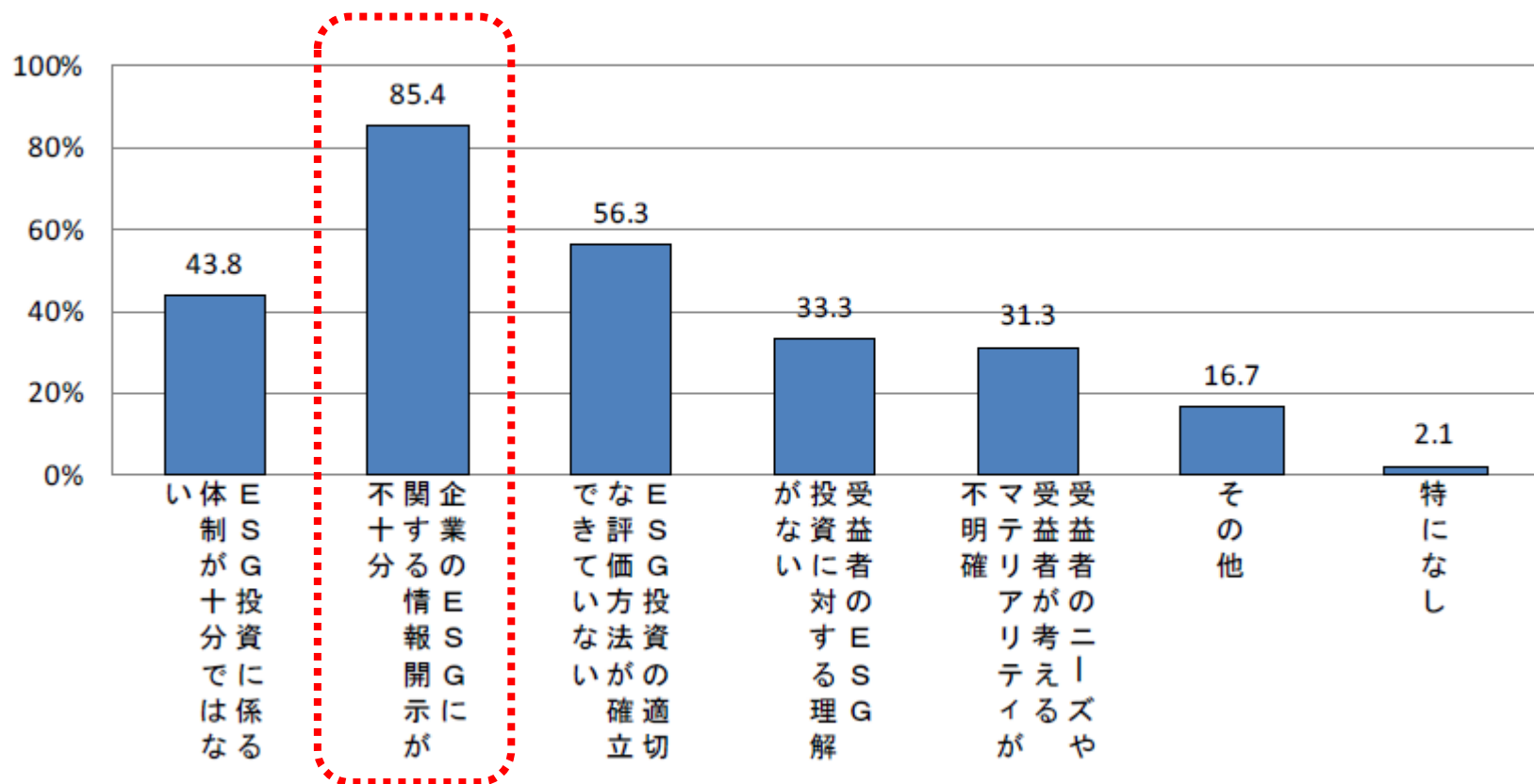
☐	1 たばこの健康影響についての教育・研修を行っている
☐	2 喫煙率を下げることを目的とした継続的な保健指導を行っている
☐	3 禁煙外来治療費を補助している
☐	4 禁煙補助剤の無償支給や購入費支給を行っている
☐	5 禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与を行っている
☐	6 非喫煙者に対する継続的なインセンティブの付与を行っている (手当や有給の特別休暇・休憩時間など)
☐	7 喫煙に関する社内ルールを整備している(就業時間中禁煙、喫煙可能な時間の制限など)
☐	8 禁煙を促す社内イベントを実施している(禁煙月間、禁煙デーなど)
☐	9 禁煙を促すアプリを提供している
☐	10 その他
☐	11 特に行っていない

※中小申請書の設問については参考資料9を参照。

(3)健康経営の深化ー より広いE S Gの観点で捉える

- ESG投資に関する運用機関向けアンケート調査では、情報開示が大きな課題に。

問. ESGを投資判断やエンゲージメントにおいて考慮する上での障害をお答えください。



(出所) 経済産業省「ESG投資に関する運用機関向けアンケート調査」(令和元年12月)

→ E S GのSとして、健康経営の情報開示を更に促進。

(3) ①情報開示の促進－ 令和2年度健康経営度調査評価サマリーの開示

- 令和2年度フィードバックシートの開示について、健康経営銘柄2021選定企業48社から同意を得た上で、5月10日に経済産業省HPで公開。
- 続けて、ホワイト500認定法人のうち約9割にあたる441社から同意を得て、6月17日に公開（6月15日時点の時価総額合計249兆円）。その際、国内外の投資家による評価・分析を促す観点から、Excelデータの掲載や英語での情報発信を行った。

2021年6月17日 経済産業省プレスリリース
「健康経営優良法人2021（大規模法人部門（ホワイト500））」の評価サマリーの公開

英語版のプレスリリース

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2021年6月17日

「健康経営優良法人2021（大規模法人部門（ホワイト500））」の評価サマリーを公開しました

～健康経営に関する情報開示の促進～

コロナ禍を契機として社会全体で健康の価値が再認識される中、企業等が従業員の健康を資本として捉え、経営的な視点から投資を行う「健康経営」の取組が広がっています。近年では、企業の健康経営への取組をESGの観点で機関投資家が評価する動きも見られる中、各社の健康経営に関するデータを比較可能な形で情報開示することが重要になっています。

そこで、各社の取組状況を「見える化」することを目的に、「健康経営優良法人2021（大規模法人部門（ホワイト500））」のうち、同意を得た441法人の評価サマリー（フィードバックシート）を公開いたします。

※本ニュースリリースに先立って、5月10日には「健康経営銘柄2021」選定企業48社の評価サマリー（フィードバックシート）を公開しています。
[「健康経営銘柄2021」の評価サマリーを公開しました](#)

1. 趣旨・背景
企業等の健康経営の取組状況と経年での変化を分析する「健康経営度調査」に回答する法人は年々増加しており（昨年度は2,523法人）、特に日経平均株価を構成する225銘柄のうち8割を超える企業が回答するなど、各業界のリーディングカンパニーの多くが経営戦略の1つとして健康経営を推進しています。

「健康」はESG（環境・社会・ガバナンス）情報の「S」に位置づけられており、また今般改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいても「従業員の健康・労働環境への配慮」との記載が追加されるなど、企業経営における「健康」の位置づけに関心が高まっています。この度、健康経営に関する情報開示を促進し、様々なステークホルダーから評価される環境を整備することを目的に、昨年度の「健康経営優良法人2021（大規模法人部門（ホワイト500））」のうち、開示の同意を得た441社の健康経営度調査の回答結果に基づく評価サマリー（フィードバックシート）を公開いたします。（この441社の本年6月15日時点の時価総額は249兆円）

[評価サマリー（フィードバックシート）① No.1～No.100](#)
[評価サマリー（フィードバックシート）② No.101～No.200](#)
[評価サマリー（フィードバックシート）③ No.201～No.300](#)
[評価サマリー（フィードバックシート）④ No.301～No.400](#)
[評価サマリー（フィードバックシート）⑤ No.401～No.441](#)



Evaluation Summaries for the 2021 Certified Health & Productivity Management Outstanding Organizations Recognition Program (Large Enterprise Category [White 500]) Have Been Published

- Promoting corporate disclosure of information on health and productivity management -

June 17, 2021

[▶ Manufacturing, Information, and Distribution/Service Policy](#)

With the value of health being reaffirmed throughout society because of the COVID-19 pandemic, more and more companies, etc. are viewing their employees' health as an asset, and investing in it from a business-management perspective through health and productivity management. In recent years, institutional investors have also been evaluating companies' efforts toward health and productivity management from the standpoint of ESG, and it has become important for companies to disclose information on their health and productivity management in a form that can be used for comparisons.

Therefore, with the aim of highlighting the progress of each company's efforts, METI has published the evaluation summaries (feedback sheets) for the 441 enterprises that gave their consent out of all those involved in the 2021 Certified Health & Productivity Management Outstanding Organizations Recognition Program (Large Enterprise Category [White 500]).

Note: Ahead of this news release, the evaluation summaries (feedback sheets) for 48 companies selected for the 2021 Health & Productivity Stock Selection were released on May 10.

[Evaluation Summaries for the 2021 Health & Productivity Stock Selection Program Published](#)

1. Purpose and background

(3)①情報開示の促進

- 今回の試行的な公開の結果を踏まえ、本年度の健康経営度調査において開示の意向を確認する設問を設け、**評価結果（フィードバックシート）及び一部設問の回答内容について「開示可」とすることをホワイト500認定の条件とする。**
- 開示する「一部設問の回答内容」は、フィードバックシートの偏差値の情報を補完し、またステークホルダーや他社にとって参考となる項目として、**「健康経営の戦略」及び「効果検証」とする。**

◎ Q6.当調査の評価結果および一部設問の回答内容について、経済産業省のウェブサイト等での公表を予定しています。貴法人の情報について公開してよろしいでしょうか。（1つだけ）

◆ 選択肢1～3のいずれかを選択いただくことが**ホワイト500認定の必須条件**です。

開示不可の場合、評価結果が500位以内であってもホワイト500ではない優良法人認定となります。

1 開示可

2 ホワイト500または優良法人に認定された場合のみ開示可

3 ホワイト500に認定された場合のみ開示可

4 開示不可

<公開予定項目一覧>

1 評価結果（フィードバックシートに記載の内容全て）

2 Q18.SQ2.への回答（健康経営の戦略）

3 Q19.SQ3.への回答（情報開示媒体URL）

4 Q70.SQ1.への回答（健康経営の効果検証）

<健康経営の戦略>

	選択肢	選択内容→
(a) 健康経営で解決したい経営上の課題		
(b) 健康経営の実施により期待する効果		

<健康経営の効果検証>

効果検証①	(a)課題のテーマ	選択内容→
	(b)課題の内容	
	(c)施策実施結果	
	(d)効果検証結果	
効果検証②	(a)課題のテーマ	選択内容→
	(b)課題の内容	
	(c)施策実施結果	
	(d)効果検証結果	

(3)健康経営の深化ー 特にE S GのE（Environment）との比較

- ESGのEの評価においては、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（スコープ1）だけでなく、間接排出（スコープ2）や、サプライチェーン・事業活動全体（スコープ3）の脱炭素化も考慮する動きが見られる。



(出所) 環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」ホームページ

→健康経営においても、「サプライチェーン」や「社会全体」をスコープとしてはどうか。

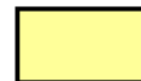
(3)②サプライチェーンにおける取組

- これまで、取引先の健康経営の実施状況等を把握・考慮しているか問うていたが、今後はそれに加え、取引先の健康経営の取組を支援し、その旨を対外的に公表しているかどうかを重視する。

★◎ Q22. サプライチェーンにおいて取引先の取組みの支援（健康経営のノウハウ提供や共同実施等）を行っていますか。（1つだけ）

- ◆取引先の取組みの支援を行っている場合、媒体にかかわらず、その旨を対外的に公表していることが重要です。
- ◆サプライチェーン全体での共存共栄の推進に向けて、「パートナーシップ構築宣言」で公表している法人もあります。
パートナーシップ構築宣言ポータルサイトURL：<https://www.biz-partnership.jp/>
- ◆健康経営のノウハウ提供や共同実施等に含まれない取組みは除きます。
（例：働き方改革に伴うしわ寄せ防止、技術的指導など）
- ◆回答範囲（Q2SQ11に記載）に含まれる法人やグループ会社に対する実施は除きます。

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 健康経営の取組みを支援し、パートナーシップ構築宣言で公表している |
| ☐ | 2 健康経営の取組みを支援し、パートナーシップ構築宣言以外の方法で公表している |
| ☐ | 3 健康経営の取組みを支援しているが、公表はしていない |
| ☐ | 4 特に行っていない |



(3)②サプライチェーンにおける取組 —【参考】パートナーシップ構築宣言

- パートナーシップ構築宣言とは、①サプライチェーン全体での付加価値向上に向けた連携や、②中小企業等への「取引条件のしわ寄せ」の防止について取り組むことを、企業が自主的に宣言する枠組みのこと。
- 健康経営銘柄の中には、取引先に対する健康経営の支援に関して宣言を行っている企業もいる。

＜健康経営銘柄2021に選定されている東京海上HDの事例＞

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



登録企業リスト

現在の登録数

1148 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

※パートナーシップ構築宣言ポータルサイト トップページ抜粋
(令和3年5月26日時点)

「パートナーシップ構築宣言」

東京海上グループは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 地方創生の取り組みへの貢献

- ・保険代理店と一体となって地域に根差してお客様をお守りする取組を行います。
- ・保険代理店と共に東京海上グループソリューションを徹底的に活用しながら各地方の「地方創生」の取り組みに貢献することで、地方と共に成長していくことを目指します。

b. 健康経営支援

健康経営の実践、周知啓蒙や地域企業の健康経営の支援を行います。

c. BCP（事業継続計画）策定支援

地域企業等に対し、BCP策定の重要性をお伝えするとともに、実際にBCP策定支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵

(3)③社会全体を健康に

- 健康経営銘柄等のトップランナーにおいては、自社従業員に対する健康経営の取組にとどまらず、SDGsやESG投資に関連して社会全体への付加価値を考慮する動きも見られる。
- こうした動向の調査を目的として、**企業活動や商品・サービスを通じた社会全体の「健康」への寄与に関する設問を設ける**（自由記述式とし、評価項目にはしない）。
- なお、ヘルスケアに関わる業種に限らず、例えば金融機関であれば、健康をテーマにした金融商品の開発や、投資評価に健康経営を組み入れることなどが考えられる。

④ Q23. 国際的にSDGsやESG投資への対応が加速する中、社会全体の「健康」に対する貢献に関して、**企業活動や商品・サービスを通じて人々の健康増進に寄与していますか。（1つだけ）**
該当する場合はその内容をご記入いただき、また、その旨を社外に公開している場合はURLもご記入ください。

- ◆SDGsの8番目の目標では、「すべての人に健康と福祉を」が掲げられています。
- ◆「健康」はESG投資の“S”に位置付けられることから、投資家や求職者が健康経営に係る情報をサステナビリティの観点から評価する動きも見られます。
- ◆今年度、当設問は一切評価に使用しません。
- ◆本業における「健康」の位置付けについて調査を行うことを目的としているため、自社従業員への健康経営の実施や、CSR活動についての記載は除きます。

- 1 企業活動や商品・サービスを通じて人々の健康増進に寄与し、その旨を社外公開している
- 2 企業活動や商品・サービスを通じて人々の健康増進に寄与しているが、社外公開していない
- 3 特に人々の健康増進に寄与していない

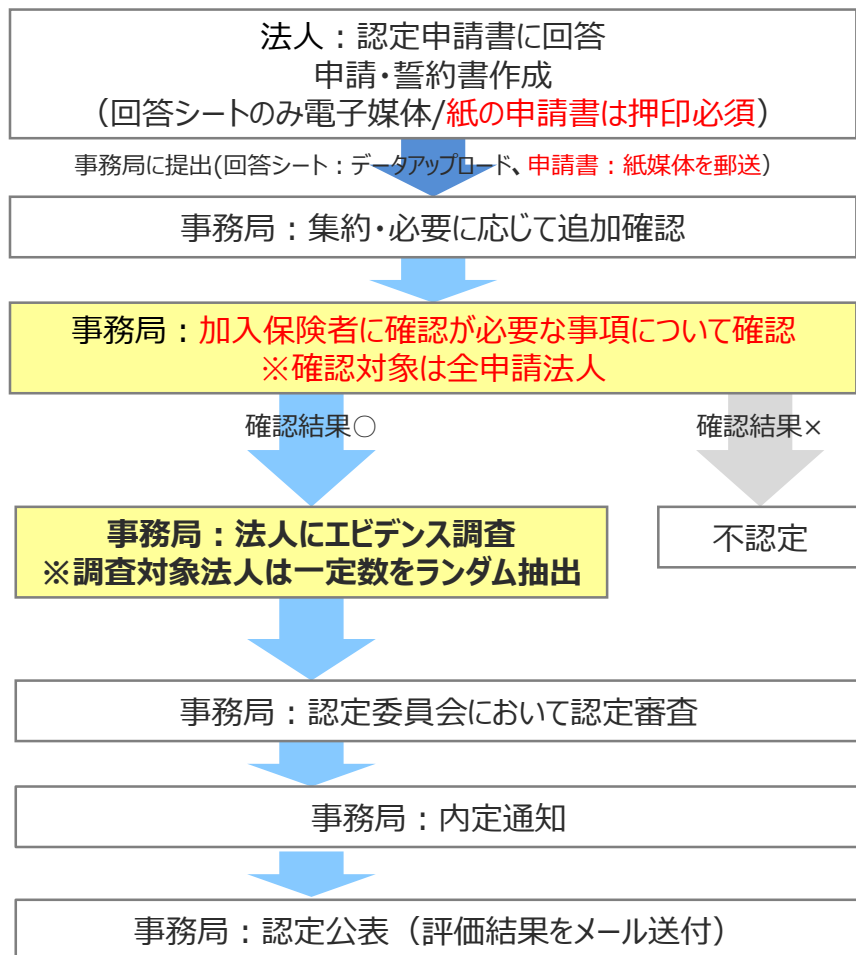
記入例①	金融機関として、健康経営に取り組む企業への投資を促進するため、健康をテーマにした金融商品を開発し、その旨を公表しています。
記入例②	不動産会社として、デスクワーカーの心身の不調を防ぐため、空調や照明設備の充実、運動機会やコミュニケーション機会を増やすビルの設計を行い、その旨を公表しています。
内容	
URL	

2. 中小規模法人部門

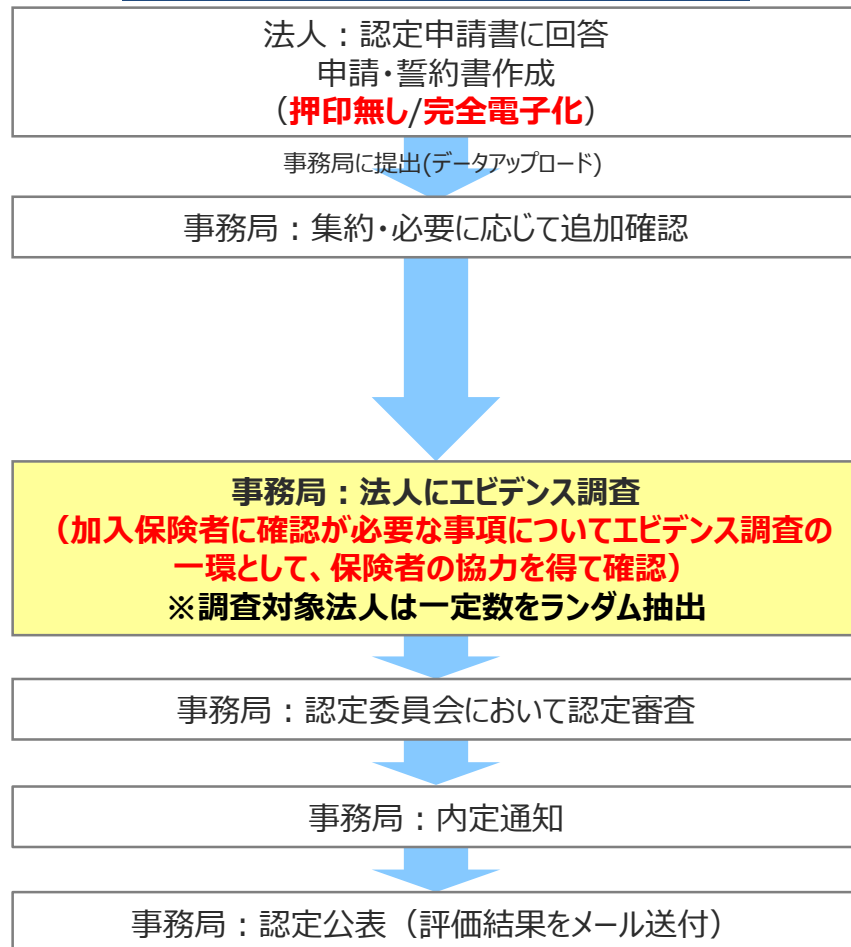
(1)①申請・認定フローの効率化

- 今後も申請数の拡大が見込まれることから、申請に係る負担軽減のため申請書・誓約書の電子化を行い、申請・認定フローの見直しを行う。

健康経営優良法人2021申請・認定フロー



健康経営優良法人2022申請・認定フロー案



(1)②健康宣言事業の取り扱い

- 健康経営に取り組む法人は保険者と連携して健康経営施策を実施すべきとの観点から、法人が加入している保険者が行う健康宣言事業に参加し、社内外にその情報を発信していることを必須要件としてきた。
- 加入保険者が健康宣言事業を実施していない場合、申請法人を不認定と扱っていたが、下記のとおり見直しを行う。（具体的な設問案は参考資料 9 参照）

<検討が必要な事項：健康宣言事業を実施していない保険者への対応>

- 加入保険者（特に国保組合や共済組合）が健康宣言事業を実施していないために認定を受けられない法人が複数あったことを踏まえ、令和2年3月の健康投資WGで検討を行い、健康宣言事業未実施の国保組合や都道府県に対する協力依頼を行ったが、状況の大きな改善は見られなかった。
- 国保組合で健康宣言事業を実施しているのは4組合のみ（全国土木建築国民健康保険組合、東京建設業国民健康保険組合、東京土建国民健康保険組合、静岡県建設産業国民健康保険組合）であり、共済組合では実施している組合はない。
- これまで、保険者が健康宣言事業を実施していないことにより、健康経営を実施しているが申請自体を諦めた法人からの問い合わせが数十件あった。（前回申請をして不認定になったケースは2件）



<健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）対応案>

	条件①	条件②
保険者の健康宣言事業あり	保険者の健康宣言事業へ参加	社内外への発信
保険者の健康宣言事業なし	自治体の健康宣言事業へ参加 （自治体もなしの場合に限り、自社独自の健康宣言の実施で可）	

(1)③ブライツ500評価の変更

- 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）の中から、「健康経営優良法人の中でも優れた企業」かつ「地域において、健康経営の発信を行っている企業」として優良な上位500法人に対して、「ブライツ500」の冠を付加して表彰。
- 2回目の認定となる2021年度は、地域における健康経営のトップランナーとして自社の具体的な取組を積極的に発信していることを評価するため、ウエイトを変更する。

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門（ブライツ500））選定方法

- 「健康経営の評価項目における適合項目数」および、新設する「健康経営の取り組みに関する地域への発信状況」を評価する。
- 健康経営優良法人の中でも優れた企業であることを重視し、選択項目15項目中13項目以上適合していることを条件とする。
- そのうえで、以下のウエイトで配点し上位500法人を算出する。

項目	2020年度	2021年度
健康経営の評価項目における適合項目数（ 13 項目以上に対し1項目ごとに加算） ※2020年度は「12項目以上」としていたが、ブライツ申請数が5000を超えており、より質の高い取組を評価する観点から変更	3	3
健康経営の取り組みに関する自社からの発信状況 （自社HPへの掲載等）	2	3
健康経営の取り組みに関する外部からの発信依頼を受けての発信状況 （取材、講演会の対応等）	2	1

(2)①PDCA意識の強化

- 健康経営の取り組みにおけるPDCAの重視を図っており、2019年度からPDCAの各要素を記載する定性記述欄を設け、取組を促してきた。
- 2020年度に「健康経営の評価・改善に関する取り組み」（PDCAのCAに該当）を選択項目として追加したが、アナウンスどおり**今年度から必須化**を行う。

<設問案>

- ★ Q30.健康経営の施策をどのように評価していますか。実施している内容を以下から選択してください。（いくつでも）

評価	
☐	1 健康経営の取り組みに対して、実施した結果を確認している
☐	2 健康経営の取り組みに対して、前年度等の過去の取り組み結果と比較している
☐	3 健康経営の取り組みに対して、他企業の事例や公表データ等の結果と比較している
☐	4 健康経営の取り組みに対して、保険者等の外部の専門家による評価を実施している
☐	5 特に評価していない

- SQ1.（Q30で「1」～「4」のいずれかとお答えの場合）
具体的に、何を評価しているかお答えください。（いくつでも）

☐	1 参加者数、参加者の満足度等の取り組み結果
☐	2 従業員の生活習慣等の健康状態の改善度合い
☐	3 取り組みの結果として改善した経営関連指標の改善度合い

- ★ SQ2.（Q30で「1」～「4」のいずれかとお答えの場合）
評価をもとに改善を行っていますか。（いくつでも）

改善	
☐	1 評価を基に、社内での取り組みの見直しや、次の取り組みを検討している
☐	2 次の取り組みを行うにあたり、他社の成功事例等の情報を収集している
☐	3 次の取り組みを行うにあたり、保険者等の外部の専門家から改善方法についてのアドバイスをもらっている
☐	4 次の取り組みについての、改善策を策定している
☐	5 特に改善を実施していない

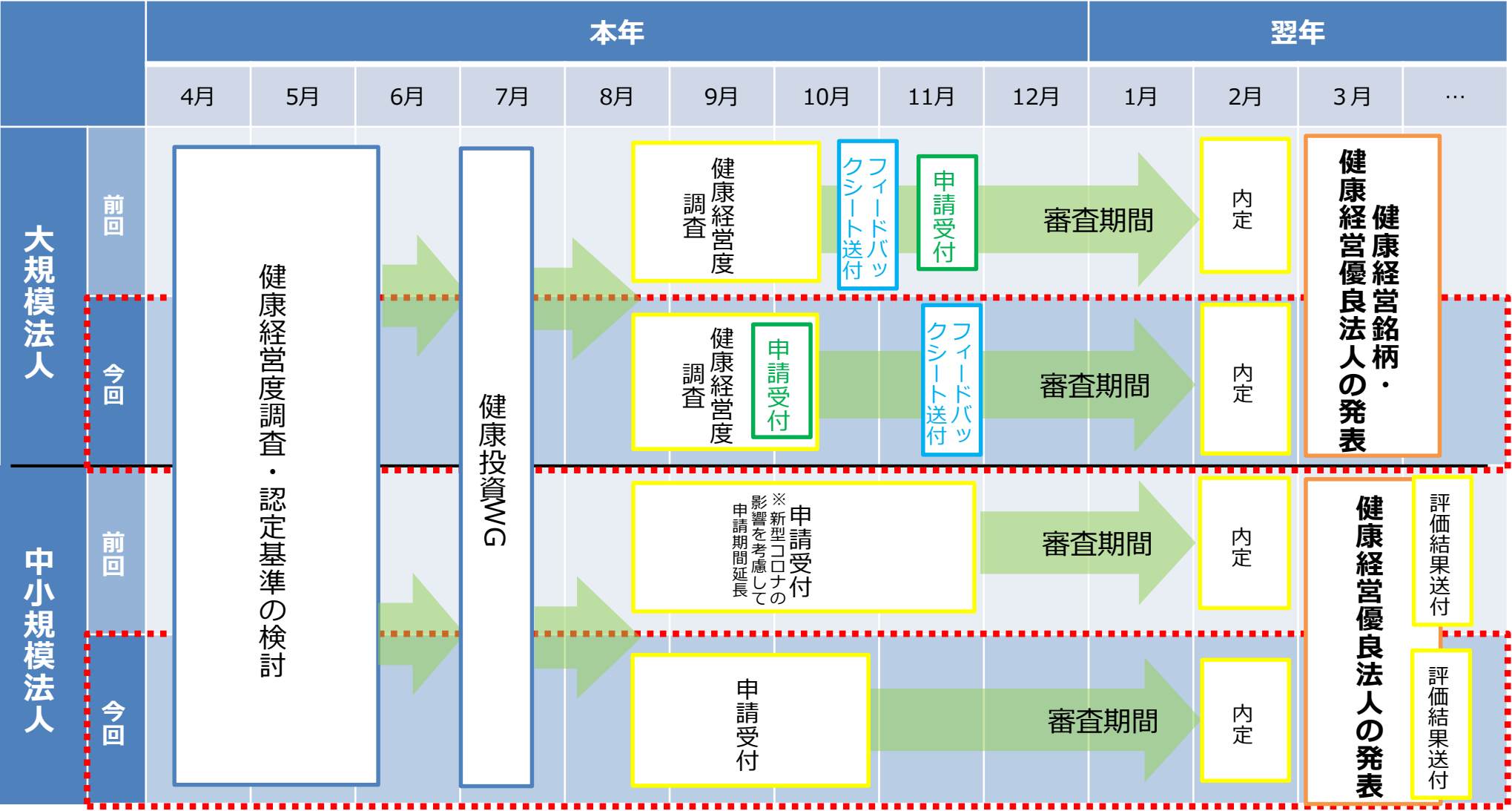
- SQ3.（Q30で「1」～「4」のいずれかとお答えの場合）
Q30の評価の内容について、社内の誰に共有していますか。（いくつでも）

☐	1 経営トップ	☐	2 担当役員
☐	3 部長クラス	☐	4 一般社員
☐	5 担当者		

3. スケジュール・認定要件

令和3年度健康経営顕彰制度のスケジュール案

- 申請・認定フローの見直し等に伴い、下記のスケジュールを予定。



健康経営銘柄2022選定基準及び健康経営優良法人2022（大規模法人部門）認定要件案

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
				大規模	銘柄・ホワイト500
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	必須	
			①トップランナーとして健康経営の普及に取り組んでいること	左記①～⑯のうち 13項目以上	必須
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須	
		保険者との連携	健保等保険者と連携		
		専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的目標の設定	左記①～⑯のうち13項目以上 左記②～⑯のうち13項目以上	
		健康課題の把握	②定期健診受診率（実質100%）		
			③受診勧奨の取り組み		
			④50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定 ※「従業員の健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」については参加率（実施率）を測っていること		
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
	従業員の心と体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み ※「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」については参加率（実施率）を測っていること		
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		喫煙対策	⑯【新設】喫煙率低下に向けた取り組み		
			受動喫煙対策に関する取り組み		
4. 評価・改善			健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※誓約事項参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須	24

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定要件案

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須	
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的目標の設定	必須	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～③のうち 2項目以上	ブ ライ ト 5 0 0 は 左 記 ①～⑮ の う ち 13 項 目 以 上
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑦のうち 1項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑭以外)		
	従業員の心と体の健康づくりに関する具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑧～⑮のうち 4項目以上	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み		
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
		感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		喫煙対策	⑮【新設】喫煙率低下に向けた取り組み		
		受動喫煙対策に関する取り組み	必須		
4. 評価・改善			健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※誓約事項参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須	